

2024年12月25日 11時06分

参 考 資 料 5
クリーンセンター再整備に関する特別委員会
クリーンセンター・環境課
令和7年1月31日

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-16-1
平河町森タワー11階・12階
Tel 03-5215-5425 Fax 03-3265-3860

のぞみ総合法律事務所

FAX

送信先: 葉山町代理人 共和化工株式会社代理人
弁護士 工藤 昇 先生 発信元: 弁護士 [REDACTED]

FAX No.: 045-651-6673 枚数: 3枚 (本送信票を含む)

TEL No.: 045-651-6635 日付: 令和6年12月25日

件名: 葉山町クリーンセンター再整備工事の件

至急 ご検討ください ご確認ください ご返信ください ご参考まで

送付書類

1. 令和6年12月10日付け申入書に対する回答書 1通

(原本は別途郵送いたします。)

届送信がございましたら、お手数ですが、03-5215-5425 までご連絡ください。

(注) このファクシミリは、当事務所の弁護士と依頼者等の通信事項を含んでおりますので、万一上記宛先以外の方が受信された場合は、恐れ入りますが、直ちに廃棄して下さるようお願いいたします。

令和6年12月25日

〒231-0021
 神奈川県横浜市中区日本大通18
 KRCビル403B
 横浜ユーリス法律事務所
 電話 045-651-6635
 FAX 045-651-6679
 葉山町代理人
 弁護士 工藤 昇 先生

〒102-0093
 東京都千代田区平河町2丁目16番1号
 平河町森タワー11階・12階(受付)
 のぞみ総合法律事務所
 電話 03(3265)3851
 FAX 03(3265)3860
 共和化工株式会社代理人

弁護士

弁護士

弁護士

回 答 書

冠省 当職らは、共和化工株式会社（以下「回答会社」といいます。）の代理人として、葉山町代理人の貴職からの令和6年12月10日付け申入書（回答会社にて同月11日に受領。以下「本件申入書」といいます。）に対し、以下のとおりご回答いたします。

1 資料の提出について

回答会社といたしましては、貴町のクリーンセンター再整備の意義及び重要性を十分理解し、完成・稼働に向けて現場で日々努力を積み重ねてきております。

工期の延長の理由につきましては後述いたしますが、まずは、本件申入書において求められている工事内訳書、実施設計図書、工事工程表並びに生ごみ資源化処理施設に係る試運転・性能試験要領書、運用マニュアル及び培地搬入計画を、指定期限内（本件申入書受領後14日以内）である本日12月25日に、回答会社担当者において貴町に持参提出いたします。なお、工事内訳書及び実施設計図書につきましては、貴町からの強いお求めに応じて、破除袋機を含

めておりますことを念のため付言いたします。

2 工期延長理由について

本件申入書においては、工期の延長に関し、令和6年11月5日以降の事実関係のみが記載されています。これは、これまでの貴町のご対応から拝察しますに、令和6年1月の工事請負変更契約（以下「本件変更契約」といいます。）に、当初の計画どおり令和7年2月に工事が完了することを前提とした工程表が添付されていることを根拠として、「本件変更契約時点では、当初計画どおりの工事が予定されていたのであるから、工期延長の理由は本件変更契約以降に生じたものでなければならない」とのお考えに基づくものと思われまます。

しかし、それは、本件変更契約に向けての協議経過に反するものです。すなわち、貴町もご承知のとおり、回答会社は、本件変更契約に至る過程で、定例会議や分科会において工期延長が必至である旨を繰り返し貴町に伝え、工期を延長した工程表も複数回提出いたしました。しかしながら、貴町担当者の強引かつ威圧的な対応により、工期延長を受け入れていただけず、最終的に、工期延長については本件変更契約後も継続協議するという双方の共通認識の下、当初計画通りの工程表の添付された本件変更契約が締結されるに至りました。この事実経過は、回答会社が提出した工程表の推移にも表れており、令和5年11月21日提出の工程表では12か月、同年12月14日提出の工程表では9か月、同月21日提出の工程表では7か月の工期延長を見込んだ内容となっているのに対し、そこからわずか4日後の同月25日提出の工程表では、前提条件・事情に何らの変化もなく当初計画どおりの完工は明らかに不可能であるにもかかわらず、当初計画どおりに工事が完了する内容のものとなっています。

したがって、今般の工期延長につきましては、本件変更契約より前に生じている事由も変更理由として考慮されるべきであり、その内容は、回答会社が貴町に提出した令和6年8月7日付け「ご依頼書」や同月23日付け工期延長申請書等に記載のとおりです。その詳細については本書面では再言いたしません。①回答会社による建築確認申請の提出を貴町が拒んだこと、②貴町所有に係る既存建物が神奈川県建築基準条例第3条（いわゆる「がけ条例」）に違反するものであったことについて貴町から説明がなかったため、そのことを念頭に置いた対応をとることができず、新たに建築する建物の建築確認申請に相当な時間を要したこと等が工期延長の主な理由です。

3 契約書の適用条項について

本件申入書においては、工期延長につき契約書第22条ではなく第24条に基づく協議を行うこととする旨記載され、また、契約書第46条第1項第1号に基づく損害賠償請求及び同条第2項第2号に基づく契約解除にも言及されています。

しかし、工期延長の主な理由は上記のとおりであり、契約書第22条第1項にいう「受注者の責めに帰することができない理由により」及び第46条第3項にいう「受注者の責めに帰すべき事由によるものでないとき」に該当するものです。

したがって、契約書第22条に基づく協議をお願いいたしますとともに、回答会社に損害賠償義務がなく契約解除事由もないことをご理解くださいますようお願いいたします。

以上、ご回答いたします。

草々